

生援第3110号

裁決書

審査請求人

横浜市■区■

審査請求人代理人

横浜市■区■

処分庁

横浜市■福祉保健センター長

令和元年■月■日付で■(審査請求人代理人■)から提起された審査請求(令和元年度(審)第114号)について、次のとおり裁決します。

1. 主文

本件処分を取り消す。

2. 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、令和元年9月26日付で、横浜市■福祉保健センター長(以下「処分庁」という。)が、■(以下「請求人」という。)に対して、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項に基づき行った、同年9月分及び10月分(以降)に係る保護変更決定処分(以下、順に「本件処分1」、「本件処分2」といい、これらを併せて「本件処分」という。)に対し、請求人がその取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

- ア 請求人は、横浜市に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。
- イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第3号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。
- ウ 平成29年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人（請求人の長男である■■■■■（以下「長男」という。）は児童養護施設に入所中であったため単身世帯）に対し、法に基づく保護を開始した。
- エ 平成29年4月19日付けで、処分庁は、請求人に対し、保護変更決定処分を行い、同年5月以降、住宅扶助費は月額52,000円（横浜市における世帯人員1人の場合の限度額）を認定した。
- オ 平成29年12月14日、処分庁は、請求人及び児童相談所から、同月■日に長男が児童養護施設を退所して請求人の居宅に戻ってくることを聴取した。
- カ 平成30年1月4日、処分庁は、請求人から、請求人の居宅に係る貸主からの「賃料変更のお知らせ」と題する書面を收受した。同書面には、平成29年12月■日をもって、家賃が月額62,000円になり、同月の日割り家賃の追加分が1,000円になること等が記載されていた。
- ・ なお、請求人は、平成29年2月24日付けで、同年3月8日から平成31年3月7日までを契約期間として、請求人の居宅にかかる賃貸借契約を締結しており、同契約書には、「本契約の賃料は一人入居を想定しており、入居者が増加した場合賃料を変更することを予め貸主・借主は確認した。」との特約事項の記載がある。
- キ 平成30年1月5日付けで、処分庁は、請求人に対し、保護変更決定処分を行い、平成29年12月分について日割家賃1,000円を加算した53,000円を認定し、平成30年1月以降について、住宅扶助費は月額62,000円（横浜市における世帯人員2人の場合の限度額）を認定した。
- ク 平成31年2月13日、処分庁は、請求人から、同月■日に長男が児童養護施設に入所したこと及び入所前に児童相談所に一時保護されていたことについて報告を受けた。
- ケ 平成31年2月21日、処分庁は、請求人から、長男に係る一時保護通知書の写しを收受し、一時保護は平成30年9月■日に開始されたことを確認した。
- ・ 同日、処分庁は請求人に対し、次の事項について説明した。
- ① 長男は、児童養護施設入所により転出となるため、住宅扶助費が世帯人員1人の場合の上限額に引き下げになること。
- ② 転居する場合は、最大6か月間は現在の住宅扶助費を認定できること。

また、その際、処分庁は、請求人に対し、家賃を減額することが可能か不動産会社に確認し、その結果を連絡するよう伝えた。

コ 平成 31 年 3 月 18 日、処分庁は、請求人から、長男に係る措置決定通知書の写しを收受し、児童養護施設への入所は同年 2 月 ■ 日であることを確認した。

なお、この児童養護施設への入所は、上記ケの一時保護に引き続いて行われた。

サ 平成 31 年 4 月 5 日、処分庁は、請求人から、現住居の家賃の引き下げが可能か不動産会社に問い合わせたが、対応できないと言われたため、転居することとしたとの報告を受けた。その際、処分庁は、請求人に対し、世帯人員 1 人の場合に住宅扶助費で支給できる家賃の上限額は 52,000 円であることを伝えた。

シ 令和元年 ■ 月 ■ 日を実施年月日として、処分庁は、請求人の精神保健福祉手帳の等級が 2 級から 1 級に変更となったことを踏まえ、保護基準別表第 1 第 2 章 2 (2) アの障害者加算及び同 (3) の重度障害者加算を認定する等の保護変更決定処分を行った。

ス 令和元年 6 月 20 日、処分庁は、請求人から、次の内容を聴取した。

(ア) 体調が悪く、薬の量が増えてしまった。夜もあまり眠れずおらず、自分のことは無気力である。一人だと食事も億劫なことがあり、■ が心配してくれて、家のことも手伝ってくれている。長男のこともあるので交流を継続していく。

(イ) リウマチのような症状が出ているため、複数の病院を受診したところ、■ であり、今後も継続で受診する予定である。

(ウ) 転居先については、日常生活に関して請求人の ■ から援助を受けることや請求人自身の土地勘を踏まえて、市内や周辺都市で探しているが、請求人が ■ を飼っていること、生活保護を受けていること、請求人に障害があることがネックとなって、転居先が見つからない。

セ 令和元年 7 月 5 日、処分庁は、請求人から、高齢者や障害者は住宅扶助の特別基準が認められる場合があると知人から聞いたため、確認してほしいとの問合せを受けた。

ソ 令和元年 7 月 12 日、処分庁は、請求人に対し、①住宅扶助の特別基準（課長通知第 7 間 56）が設定できる要件に該当しないこと、②現在の住宅扶助額 62,000 円が認定できるのは同年 8 月までであることを説明した。

タ 令和元年 7 月 17 日付け厚生労働省告示第 66 号により、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）の一部を改正し、同年 10 月 1 日から適用することとして告示された。

チ 令和元年 8 月 26 日、処分庁は、請求人から、住宅扶助費を減額しないよう求める書面（嘆願書）及び転居先を探した際の検索結果に関する資料を收受した。

同書面には、親族が通える範囲である程度エリアを限定して転居先を探したが、ペット（■■■3頭）の飼育が可能な物件は3物件・5室であり、その中から請求人が有する障害を伝えた上で可能か確認したところ0件であり、このような状況から転居ができず、引き続き今後も探していくよう努力するので、令和元年9月からの住宅扶助費の減額は行わないでほしいとの内容が記載されていた。

ツ 令和元年9月3日、処分庁は、上記チの書面を受けて協議を行ったが、①課長通知第7問56にある特別基準が認められるのは、身体障害に対応するために家賃が高額になる場合、物件の有無にかかわらず転居そのものが困難な場合であるため、請求人の場合は該当しないこと、②課長通知第7問52にある経過措置は6か月以上の延長を認めていないこと、③他に援用できる通知等もないことから、同年9月から住宅扶助費の変更が必要となると判断した。

テ 令和元年9月4日、処分庁は、請求人に対し、住宅扶助に係る特別基準の適用を含めて検討したが要件に該当しないため、同年9月分より住宅扶助費を世帯人員1人の場合の基準（上限額52,000円）とすることに変わりはないことを伝えた。

その際、処分庁は、請求人から、貸主から次回契約更新時に家賃を52,000円に必ず下げてくれるとの話があったため、それを踏まえて再度検討してほしいとの話を聴取した。

ト 令和元年9月9日、処分庁は、上記テの請求人の要望を受けて協議を行い、住宅扶助費を同月から減額することについて変更できないことを確認した。

ナ 令和元年9月17日、処分庁は、請求人に対し、次回契約更新時まで世帯人員が2人の場合の住宅扶助費の上限額を適用して62,000円を認定することはできないことを説明した。

ニ 令和元年9月26日付で、処分庁は、請求人に対し、「住宅費認定変更」を理由として、次の内容の保護変更決定処分（本件処分）を行った。

<令和元年9月分 本件処分1>

最低生活費	171,930円	…①
生活扶助費	119,930円	【内訳】 基準生活費 78,830円 障害者加算ア 26,310円 重度障害者加算 14,790円
住宅扶助費	52,000円	
収入充当額	0円	…②
支給額	171,930円	…③ (=①-②)
既支給額	181,930円	…④

		(うち住宅扶助費は 62,000 円)
過支給額	10,000 円	=④-③

これにより発生した過支給額 10,000 円については、同年 10 月に収入充当することとした。

<令和元年 10 月分 本件処分 2 >

最低生活費	172,200 円	…①
生活扶助費	120,200 円	【内訳】 基準生活費 78,600 円 障害者加算ア 26,810 円 重度障害者加算 14,790 円
住宅扶助費	52,000 円	
収入充当額	10,000 円	…②
当月分	0 円	
戻入分	10,000 円	9 月分過支給額
支給額	162,200 円	=①-②

ヌ 令和元年 ■月 ■日 付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて、本件審査請求を提起した。

ネ 請求人の病状等については次のとおりである。

(ア) 請求人は ■ 傍うつ病を発病したと推定されており、平成 28 年 8 月 10 日に ■ を受診し、平成 29 年 4 月 13 日以降は ■ にて通院加療中であり、生活保護以外の障害福祉等のサービスは受けていない。

(イ) 請求人は、平成 29 年 ■月 ■日、精神福祉保健手帳 2 級を取得し、平成 31 年 ■月 ■日以降、同手帳 1 級の認定を受けている。

上記 1 級の認定の際に使用された診断書（精神保健福祉手帳用）は、平成 31 年 ■月 ■日 付け ■ の医師作成にかかるものであり、請求人の現在の病状及び生活能力の状態について、次の内容が記載されている。

a 現在の病状、状態像（おおむね過去 2 年間に認められたもの、今後 2 年間に予想されるものを含む。）には、抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分、不眠）、統合失調症等残遺状態（意欲の減退）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）が見られる。具体的には、不安、抑うつがみられ、不眠を伴っている。初診時（H29. ■）の心理検査で SDS 74 点であった。

b 日常生活能力の判定

- | | |
|-----------------|-----------|
| 適切な食事摂取 | 援助があればできる |
| 身辺の清潔保持、規則正しい生活 | できない |
| 金銭管理と買物 | できない |

通院と服薬	要	できない
他人との意思伝達・対人関係		できない
身辺の安全保持、危機対応		できない
社会的手続や公共施設の利用		援助があればできる
趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加		できない

c 日常生活能力の程度

精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要としており、具体的には、抑うつ症状であり、生活に支障を来たすことがある。適宜援助を要している。

(ウ) 令和元年 12 月 13 日付けで、[REDACTED] の医師は、請求人代理人からの医療照会に対し、次の内容の回答をしている。

請求人は、双極性感情障害であり、抑うつ症状、躁状態を繰り返していて、まだ気分変動は著しく、薬物調整し、2週間毎に通院治療中である。

請求人は、他者とのコミュニケーションは困難であり、外出は可能であるものの一人では難しいことが多く、付添人が必要であり、転居により抑うつ症状・気分変動の悪化が考えられる。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

ア 認定変更による処分を受けた。処分庁の処分理由がよくわからなかった。請求人は、真にやむを得ない状況に置かれており、処分庁の判断は違法である。

イ 請求人は、住宅扶助特別基準の適用となる局長通知第7-4(1)オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当する。

(ア) 請求人は、従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる。

a 請求人は、[REDACTED]頃、うつ病との診断を受けた。請求人は、平成29年■月■日に精神障害等級2級の認定を受け、平成31年■月■日には同等級1級の認定を受けている。

平成31年■月■日付け精神障害者保健福祉手帳用診断書では、請求人の病状につき、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分、不眠）」「統合失調症等残遺状態（意欲の減退）」「不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」、日常生活能力の程度につき、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」と診断されている。

同診断書では、特に「他人との意思伝達・対人関係」につき「(他者の援助があつても) できない」とされており、請求人にとって他人との意思疎通や対人関係形成が極めて困難であることが認められる。

かかる状態で、請求人が転居を余儀なくされれば、近所、隣人との関係を一から構築することが必要となり、関係構築に対するストレスが請求人の病状を悪化させることが容易に想像できる。

- b また、請求人には、強度の不安・恐怖感の病状が存在するところ、請求人は約1年ないし1年半前から、ようやく現在の居住環境に慣れて、ようやく外出することが可能となった。

ただし、不安発作が生じることから、公共交通機関を利用して外出することはできず、また、躁状態で外出すると、金銭管理と買い物に著しい支障が生じてしまうことから、外出の頻度は少なく、外出先は慣れた場所に限られ、外出の際には、基本的には請求人の■の付き添いが必要など、請求人の外出は、限定的に可能であったにとどまる。

なお、現在、請求人は、うつ症状の悪化により、再び外出ができない状態が続いている。

このように、慣れた場所においてすら外出することが困難である請求人が転居することは、見知らぬ場所に一人で放り出されるに等しく、請求人に過大なストレスがかかり、強度の不安・恐怖感が悪化することは容易に想像できる。

- c 請求人の現在の主治医に対し、請求人の現在の病状を踏まえて、転居することが可能であるかを照会したところ、同主治医も「転居により、抑うつ症状や気分変動の悪化が考えられる」として、請求人の転居につき否定的な意見を述べている。

- d 以上のとおり、転居によって、請求人には、精神的肉体的に回復しがたい打撃が生じることは明白であるから、請求人は、従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる。

- e なお、請求人は、処分庁に対し、障害者には特別基準が認められる場合があるため、自己の病状につき、主治医に確認調査を行うよう何度も申し入れをしてきたものの、処分庁は、請求人が、車椅子を使用しており広い居室が必要な場合や老人等で寝たきりの場合、地域での支援を受けて生活している場合で転居が困難と認められる場合ではないとの理由のみで住宅扶助特別基準の適用はないと判断し、請求人の病状につき何らの調査も行っていないため、本件処分は不当である。

(イ) 世帯員別の住宅扶助の限度額の範囲では、賃貸される実態がない。

a 請求人は、現在の住居について、賃料の減額が認められなかつたため、やむを得ず、請求人の■の協力を得て、住宅扶助費 52,000 円で居住することができる賃貸物件を探した。

請求人は、日常生活能力の程度につき、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とされており、日常生活において請求人の■の介助が必要であるため、■の往来が可能である横浜市■区、■区、■区、■区、■区、■区で賃貸物件を探した。

また、請求人は、元夫からのDV被害を避けるための転居や長男の施設入所によって単身での生活を余儀なくされ、精神的な支えとなるように3頭飼育していたため、ペット飼育が可能な賃貸物件を探した。

請求人の■がこれらの条件で賃貸物件を探したところ、「ペット相談」の条件で 172 物件の該当があり、さらに、これら 172 物件につき、■ 3 頭の飼育が可能であるかを確認したところ、3 物件 5 室の該当があった。

しかしながら、請求人の■が、これらの賃貸物件につき請求人が精神障害等1級の認定を受けているが、単身での入居が可能かを確認したところ、いずれも親族等の同居者がいなければ入居は不可能であると拒否されてしまった。

したがって、世帯人員別の住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がないことが認められる。

b なお、請求人は、処分庁に対し、令和元年6月20日から繰り返し転居先が見つからないとの申し入れをしてきている。

特別基準が適用されなくなれば、他に収入のない請求人は、減額分を生活保護費中の生活扶助で賄うほかなく、請求人は、最低限度の生活水準を下回る生活を送らざるを得ないのであり、本件処分は、被保護者を困窮に陥らせる危険性があるものであるから、保護の実施機関があらゆる手立てを講じた上で真にやむを得ない場合にのみ認められるべきものである。

それにもかかわらず、処分庁は、法第27条の2に定める、「必要な助言」も行っておらず、また、転居先が見つからない原因について、管内の不動産業者等への聞き取り調査なども行っていないなど、法令等に定められたあらゆる手段を検討しようとしていなかったのであるから、本件処分は不当である。

ウ 本件処分の決定通知書には法による理由の教示をしていない。

(2) 处分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- ア 横浜市の住宅扶助の限度額は、限度額通知により、世帯人員が1人の場合は月額52,000円、世帯人員が2人の場合は月額62,000円と定められている。
- イ 一方、局長通知第7-4(1)オでは、世帯人員別の住宅扶助の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとしている。
- ウ さらに、課長通知第7問56では、住宅費の特別基準について、「局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ない」と認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。との問い合わせに対し、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」としている。
- エ また、世帯人員が減少した場合の住宅費の認定について、課長通知第7問52では、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(世帯人員別の限度額)の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合には、その翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。また、①局長通知第1の5に基づき世帯分離したときは、世帯分離している間に限り、②世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。」との問い合わせに対し、「いずれもお見込みのとおりである。なお、①の適用に当たっては、第1の8のどおり、就学の状況や世帯分離の効果等を継続的に把握し、毎年1回は世帯分離要件を満たしているかどうかについて検討を行うこと。また、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。」としている。
- オ 平成31年2月■日、請求人の長男が児童養護施設に入所し、請求人世帯の人員は1名になった。
- カ 平成31年2月21日、処分庁は、住宅扶助が世帯人員が1人の場合の上限である52,000円となることを請求人に伝え、あわせて、現住居の家賃の減額が困難で新住居を探す場合は最大6か月間、現在の住居の住宅費が認められること、敷金等の支給が可能であることを説明した。

キ 平成31年4月5日、請求人から家賃の減額は困難なため、新住居を探すとの連絡があった。

ク 令和元年7月5日と8月26日の両日、請求人より新住居が見つからないので、現在の住宅扶助額を9月以降も認めてほしいとの申し出があった。処分庁は特別基準の設定について検討したが、請求人が置かれた転居先が見つからないという状況は、課長通知第7問56にある「通常より広い居室を必要とする」「生活状況からみて転居が困難」「世帯人員別の住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない」という条件には該当せず、特別基準の設定は不可との結論に至り、課長通知第7問52以外に減少前の世帯人員に応じた限度額の適用を認めたり、告示・通知はないため、同通知にあるとおり、世帯員の減少後6か月を経過した令和元年9月以降の住宅扶助を人員1人の住宅扶助限度額である52,000円とする本件処分を行った。

ケ 本件処分に係る決定通知書には、法第24条にある被保護者に通知すべき事項（保護の要否・種類・程度・方法・理由）は記載されている。

コ 課長通知第7問56にいう「老人等で従前の生活からみて転居が困難と認められる場合」の解釈は示されておらず、実施機関の裁量に委ねられている。

処分庁は、例えば「長年にわたって近隣住人の援助を受けていることで居宅生活を維持している要介護者や障害者が、転居することでその援助が得られなくなるために居宅生活が維持できなくなる場合」が該当し得ると考えている。

これは、援助者と地理的に離れてしまい、また転居後に同様の援助者を確保することが著しく困難であり、かつ援助の内容が公的支援（介護保険サービス等）で賄えないような場合に、起こりうる場面である。言い換えれば、従前の生活環境の再構築や代替策の確保が困難であり、従前の生活環境を喪失することが本人の生活にとって回復し難い打撃を与えるような場合といえる。

一方で、「物件探し～契約～荷造り・荷解きなど転居に係る手続自体は本人の生活状況や能力的に可能であるものの、転居先として適当な物件が見つけられずに転居ができない場合」は、「従前の生活状況からみて転居が困難」とは異なる観点である。

サ 処分庁は、請求人からは、障害を理由として、従前の生活状況からみて転居が困難という主旨の相談は直接受けていない。相談を受けていないものに対して、予め検討することは現実的に困難である。

シ 処分庁は、請求人からは、不動産仲介サイトにて「当区を含む6区」「賃料5.1万円まで」で検索したところ1,836件該当したが、「[] 3頭の飼育」により3物件・5室にまで候補が減少し、「精神障害1級と病名を伝えたこと」により0件となった旨の報告があった。

これを受け処分庁は、転居先物件が決まらない大きな要因はペットの飼育にあるものと捉えたが、ペットの飼育を理由に特別基準を認める余地はない。

障害に関してだが、現在、処分庁を保護の実施機関とする保護受給世帯のうち、精神保健福祉手帳1級を所持している単身世帯で賃貸アパートに居住する世帯について、精神障害を理由に特別基準を認めている世帯は現在はない。このことは「精神障害1級の者は基準内で賃貸される物件がない」とは言えない状況を示している。

なお、住宅の賃貸借契約にあたり、障害の有無や内容を予め伝える必要はないと考える。

ス 上記シの内容は、請求人が提示する条件での物件が見つからない状態ではあるものの、請求人自身が転居先を探しており、今後も引き続き探す努力をすると申し立てていることからも、転居に係る手続自体が不可能とはいえず、また「従前の生活状況からみて転居が困難」な中でのやりとりでないことは明白である。

セ 従前の生活状況であるが、請求人からは、近隣住人の援助を受けて居宅生活を維持しているような話はない。■の援助を受けているとの話はあるが、■は市内他区に居住しており、直線距離で約5キロメートル、公共交通機関を利用して30分超の距離である。また今回の転居にあたっては、■の援助を引き続き受けるために当区を含む6区を候補に物件を探している。このことから「現住居からの転居により■からの援助が得られなくなる」とは言い難いし、「従前の生活環境を喪失することが本人の生活にとって回復し難い打撃を与えるような場合」とも言い難い。

ソ また、請求人は、障害支援サービス等を利用せずに生活を送り、他区の医療機関へ公共交通機関を利用して定期通院をしており、また■の世話をしている。処分庁とのやり取りにおいては、自身の意思は表明しており、説明内容は理解しており、自身の状況は認識していると判断しており、また申告書等書類の提出もしている。このことから、十分に社会生活能力はあると考えられ、ある程度■の援助を受けていることを踏まえても、従前の生活状況からみて転居が困難な状態とは到底判断できない。

タ 請求人は実際に転居先探しをしており、「老人等で従前の生活からみて転居が困難」と判断するには状況が矛盾する。

4 理由

(1) 保護費の決定、遡及変更の限度等

ア 保護の要否及び程度は、原則として、保護基準により算定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされており（次官通知第10）、これにより支給額が決定される。

イ 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなつた場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされている（局長通知第10-2(8)）。

(2) 世帯人員が減少した場合における住宅扶助の認定について

住宅扶助に関し、保護基準別表第3-2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（世帯人員別の限度額）の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとされ、世帯員の減少があった場合には、その翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるが、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえないとされている（課長通知第7問52）。

(3) 住宅扶助の特別基準について

課長通知第7問56は、住宅費の特別基準について、「局長通知第7の4の(1)の才にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。」との問い合わせに対し、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」としている。

(4) 理由付記について

法第24条第9項において準用する同条第4項が理由の付記を義務付けた趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に明らかにすることによって不服申立ての便宜を与えることにあることからすれば、同条同項の理由付記の程度としては、通知書の記載自体からいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを了知できるものでなければならない。

また、問答集問10-14では、決定通知書への決定理由の付記は、「保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるもの」であって、「決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」とされている。

(5) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、平成 31 年 2 月 ■ 日に長男が児童養護施設に入所したことを受け、課長通知第 7 間 52 の取扱いに基づき、同年 3 月から令和元年 8 月までは転居のための準備期間として従前の住宅扶助費の金額（世帯人員が 2 人の場合の上限額 62,000 円）を支給していたが、当該期間が経過したことにより、同年 9 月から世帯人員が 1 人の場合の上限額（52,000 円）に変更したものである。

以下、本件処分 1 及び本件処分 2 について検討する。

イ 本件処分 1（令和元年 9 月分）について

（ア）本件処分 1 の適法性について検討するに、支給額は、次官通知第 10 により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、最低生活費から検討する。

（イ）生活扶助費について、保護基準（令和元年 9 月時点で適用）に基づき算定すると、前提事実ニ（令和元年 9 月分）のとおり、119,930 円となるから、誤りはない。

（ウ）住宅扶助費は、各都道府県又は指定都市ごとに、世帯人員に応じた限度額が定められており（保護基準別表第 3-2）、横浜市の場合、1 人世帯は 52,000 円、2 人世帯は 62,000 円とされている（限度額通知 1 (1)）。

長男は、平成 30 年 9 月 ■ 日に一時保護され（前提事実ケ）、これに引き続いて、平成 31 年 2 月 ■ 日から児童養護施設に入所しているから（前提事実コ）、仮にこれを理由に限度額を変更するのであれば、本件処分 1 の令和元年 9 月分の住宅扶助費は 52,000 円となる。

（エ）しかし、請求人は、住宅扶助特別基準の適用となる局長通知第 7-4 (1) オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当し、上記住宅扶助費の変更を要しない旨主張しており、具体的にいかなる場合が局長通知第 7-4 (1) オの場合に該当するかについては、上記（3）で述べたとおり、課長通知第 7 間 56 に示されていることから、以下検討する。

a まず、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」に該当しないことは明らかである。

b 次いで、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当するかについて検討する。

処分庁は、この場合の具体的な解釈は、通知等により示されていないから、実施機関の裁量に委ねられており、処分庁としては、例えば「長年にわたって近隣住人の援助を受けていることで居宅生活を維持している要介護者や

障害者が、転居することでその援助が得られなくなるために居宅生活が維持できなくなる場合」が該当し得る旨主張している。

しかし、処分庁も「例」を示しているにすぎず、当該例示に限られる根拠はないから、処分庁が考慮すべき事情を考慮せず、その判断に合理性を欠く事情があれば、裁量の濫用・逸脱として違法との評価は免れない。

そこで以下、本件に即して検討する。

老人「等」については、障害者も該当しうると解すべきであるし、処分庁の例示とも合致する。

「従前からの生活状況からみて転居が困難」については、障害者について検討するときに、その多様な障害の内容・程度に応じて転居が困難となる事情も異なり得ると解されること、精神障害についていえば、同障害が傍目には認識や理解が容易とは限らず、精神障害ゆえに他者との関わりそのものが困難であるような場合もあることからすれば、近隣住人の援助の有無のみを考慮事情とすることは、合理的な判断であるとは解されない。

多様な障害の内容・程度に応じて異なりうる転居が困難となる事情を検討するにあたっては、障害の内容・程度を考慮すべきであって、その考慮の際には、必要に応じて、医学的専門知見を踏まえるべきである。

そこで、請求人の障害の内容・程度を含めた請求人の従前からの生活状況をみると、請求人は、保護開始（平成 29 年 ■月 ■日 前提事実ウ）直前に、請求人の居宅に単身で転居してきているが（平成 29 年 3 月 8 日 前提事実カ）、手続期間を考慮すると主に転居前の症状等に基づくと解される精神福祉保健手帳の等級は 2 級であったのに対し（平成 29 年 ■月 ■日交付）、平成 31 年 ■月 ■日の再認定をうけた時点では、1 級となっている。

また、平成 29 年 12 月 ■日に一旦は請求人の居宅に戻った長男は、1 年とたない平成 30 年 9 月 ■日以降には再び一時保護・児童養護施設入所となっている。

そして、長男の一時保護以降の世帯の変更に伴って、さらに転居を要する可能性が認められる状況になって以降は、請求人自らが一定の対応をしていることは認められるものの、更なる体調の悪化を訴えていることも認められる（前提事実ス）。

これら直近の転居後の実際の事実経過を踏まえれば、転居に伴う生活環境の変化が、請求人の精神障害やその生活状況に悪影響を与える可能性は、単なる懸念にとどまるものではなく、処分庁にも、客観的に検討すべき事案として認識可能であったものと解される。

また、処分庁は、請求人の障害の程度・内容を把握する資料として、精神保健福祉手帳を用いているところ、同手帳の等級が 1 級になったことを踏

まえ、令和元年5月分以降、保護基準別表第1第2章2(2)アの障害者加算及び同(3)の重度障害者加算を行う等の保護変更決定処分を行っており(前提事実シ)、処分庁は、請求人の障害の程度について「日常生活において常時の介護を必要とする者」と評価していたことになる。

しかし、処分庁は、本件処分にあたっては、請求人が、実際には、市内他区居住の■から援助を受けている事情はあるものの、生活保護以外の障害福祉等のサービスを利用せずに、単身で生活していたこと(前提事実ス(ウ)・ネ(ア))、生活保護上必要となる処分庁とのやりとりも請求人自身により行えていたこと等を踏まえて、十分に社会生活能力はあると判断しており、上記障害者加算における障害の程度とは異なった評価をしているものと認められる。

処分庁が考慮した上記各事情も、客観的な事実と認められ、これらを考慮したこと自体は誤りではないと解される。しかしながら、医学的専門知見が必要な障害の内容・程度の判断について、既に得ている医学的専門知見を踏まえた障害者加算における評価とは異なる評価をするのであれば、改めて医学的専門知見を踏まえた検証(具体的には請求人の病状及び転居による影響についての主治医等に対する調査)を経るべきである。

特に、請求人の障害の原因はうつ病(又は双極性感情障害)であり、うつ状態等のため対外的なコミュニケーションをとることが困難で、転居に伴う新しい環境への適応がストレスとなって症状が悪化することが想定し得ること、また、請求人の精神保健手帳の等級によれば、1級と既に重い程度であるため(前提事実ネ(イ))、上記検討のとおり、転居により病状が悪化すれば、従前は可能であった単身での居宅生活を維持できなくなる可能性が想定し得ることからすれば、「従前からの生活状況からみて転居が困難」な場合に該当するか否かの検討において、医学的知見を踏まえた検証は、必要な検証であったといえる。

以上から、処分庁が上記の必要な検証を経ずに、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」には該当しないと判断したことは、考慮すべき事情を適切に考慮していないため合理的判断と言えず、裁量権の逸脱・濫用であり、違法である。

なお、処分庁は、請求人が実際に転居先を探しており、そのことと「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」と判断するには状況が矛盾すると主張するが、医学的専門知見をも踏まえた検証により転居が困難と認められる場合には住宅扶助特別基準の要件を満たすのであるから、請求人が実際に転居先を探していた事実があったとしても当該要件を満たすとの判断と矛盾するものではない。

c 「地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」に該当するかについては、処分庁が管轄する区域及び近隣の横浜市内の他の地域に、家賃52,000円の範囲内で多数存在することは請求人が自認しているところであり（上記3（1）イ（イ）a参照）、該当しない。

上記a及びbの場合は、被保護者の個別事情を踏まえた場合であるのに對し、この場合は、実施機関の「地域における」賃貸物件の実態を基に判断される場合であることが文言上も明らかであり、被保護者が求める個別の要望を考慮して賃貸の実態を判断すべきものではない。

（オ）収入充当額については、収入は特ないものと認められるから、0円で誤りはない。

（カ）以上から、本件処分1は、最低生活費のうち住宅扶助費の算定のための必要な検証を踏まえた判断がなされていない点において違法である。

ウ 本件処分2（令和元年10月以降）について

（ア）本件処分2の適法性について検討するに、支給額は、次官通知第10により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、最低生活費について検討する。

生活扶助費について、保護基準（令和元年10月時点適用）に基づき算定すると、前提事実ニ（令和元年10月分）のとおり、120,200円となるから、誤りはない。

住宅扶助費については、本件処分1と同様に、住宅扶助費算定のための必要な検証を踏まえた判断がなされていない点において違法であるのは、上記イで述べたとおりである。

（イ）次に収入充当額について検討するに、まず、当月分（令和元年10月分）については、収入は特ないものと認められるから、0円で誤りはない。

次に、戻入分10,000円については、本件処分1により発生した同年9月分の過支給額について、局長通知第10-2(8)に基づき、同年10月分に収入充当したものであるから、本件処分1の取消しに伴い再検討されるべき事項である。

よって、収入充当額も誤りがないとはいえない。

（ウ）以上から、本件処分2も違法である。

エ 理由付記の不備について

請求人は、本件処分通知書の理由付記に不備がある旨を主張しているものと解されるが、本件処分1及び本件処分2のいずれについても「住宅費認定変更に

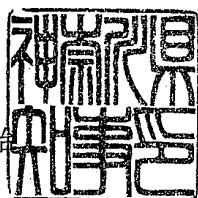
より」と記載されており、上記（4）で述べた理由付記の趣旨に反しているとはいはず、当該理由付記自体は、本件処分の取消事由となるとは認められない。

（6）結論

以上のとおり、本件審査請求には、理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年2月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



ア 法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(住宅扶助)

第14条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居

二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～五 【略】

2 【略】

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5～10 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

3 【略】

(相談及び助言)

第27条の2 保護の実施機関は、第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

・(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。）

<審理員注>

別表第1第2章2(1)の「26,810円」は、令和元年9月時点で適用されていた保護基準では「26,310円」である。

別表第1 生活扶助基準

第1章 【略】

第2章 加算

1 【略】

2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2) のアに該当する者	(2) のイに該当する者
在宅者	1級地 (後略)	26,810円 (後略)	【略】
入院患者	(後略)	【略】	【略】

(後略)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（中略）別表第5号の身体障害者障害等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（中略）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（後略）。

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（中略）。ただし、アに該当する者を除く。

（3）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（中略）については、別に14,790円を算定するものとする。

（4）・（5）【略】

3～9 【略】

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代等の額（月額）	【略】
1級地及び2級地 【略】	13,000円以内 【略】	【略】

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）

エ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

1 【略】

2 一般生活費

（1）【略】

（2）加算

ア～ウ 【略】

エ 障害者加算

（ア）障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

（イ）身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当

認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) ~ (オ) 【略】

オ～コ 【略】

(3) ~ (10) 【略】

第7 最低生活費の認定

1~3 【略】

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア～エ 【略】

オ 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(中略)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

1人	(後略)
1.3	(後略)

カ～ク 【略】

(2) ~ (3) 【略】

第10 保護の決定

1 【略】

2 保護の要否及び程度の決定

(1) ~ (7) 【略】

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(後略)

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。)

第7 最低生活費の認定

問 52 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(世帯人

員別の限度額) の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合には、その翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。

また、①局長通知第1の5に基づき世帯分離したときは、世帯分離している間に限り、②世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。なお、①の適用に当たっては、第1の8のとおり、就学の状況や世帯分離の効果等を継続的に把握し、毎年1回は世帯分離要件を満たしているかどうかについて検討を行うこと。

また、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。

問 56 局長通知第7の4の(1)の才にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。

答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。

問 65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(中略)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。(後略)

力 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

問 10-14 決定通知書の決定理由

(問) 決定通知書の決定理由はどう記載されるべきか。

(答) 本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされ

ている（法第24条第4項、第25条第2項及び第26条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解

問13-3 戻入すべき場合の収入充当

（問）局第10の2の（8）により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず毎回支給月1回でなければならないか。

（答）事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。

キ 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。ただし、横浜市長あてのもの。以下「限度額通知」という。）

（前略）

1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

（1）世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

1人	2人	(後略)
52,000円	62,000円	(後略)

（2）【略】

2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の（1）の才による額1の（1）の規定にかかわらず、1の（1）に定める額によりがたい家賃・間代等であつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額（月額）の範囲内において、特別基準額の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

1人	(後略)
68,000円	(後略)

3 【略】

ク 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（児童福祉施設等）

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 【略】

(都道府県の措置)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 【略】

三 児童を(中略)児童養護施設(中略)に入所させること。

四 【略】 2 【略】

(一時保護)

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるとときは、(中略)児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2~12 【略】

(児童養護施設)

第41条 児童養護施設は、保護者のない児童(中略)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(指定都市等の特例)

第59条の4 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市(中略)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2~5 【略】

ケ 横浜市福祉保健センター長委任規則(平成13年横浜市規則第111号。別紙1において「委任規則」という。)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)・(2) 【略】

(3) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務。

(4) ~ (23) 【略】

